



審議議案

健康長寿 毎日1万歩事業

このすこてんごさんぎょうれつ 鴻巣御殿御参行列開催事業

平成27年第1回臨時会は5月14日、15日の2日間の会期で開かれ、議会人事及び市長から提出された議案4件について、慎重審議し、すべての議案を同意又は承認しました。また、6月定例会は6月8日から6月24日までの17日間の会期で開かれ、市長から提出された「平成27年度鴻巣市一般会計補正予算（第1号）」など13件の議案について、慎重審議し、すべての議案を原案のとおり可決しました。なお、委員会提出議案1件及び議員提出議案1件を上程の上、可決し、請願2件は不採択となりました。

補正予算 健康長寿 毎日一万歩事業

問 事業内容の詳細は。

答 本年9月頃、150人を募集し事業内容の説明、血液検査等検診を行い、歩き方の教室、月一度の食事指導、健康教室等を開催します。その後、半年間の結果を検証するため、翌年2月に再度血液検査を行います。なお、配布する歩数計は、インターネットを利用したデータの収集を行うシステムを考えています。

補正予算 鴻巣御殿御参行列開催事業

問 御参行列の特徴、特色は。

答 歴史的な経緯も踏まえ、鴻巣御殿と鴻巣宿のつながりを今回のイベントで再認識することによって、郷土に対する理解と愛情の醸成を図っていくことを目的とし、合併10周年の記念事業として実施していくものです。

また、予定日である県民の日、11月14日は、商工会が実施する幸のとりバルと同時開催の予定であり、勝願寺のお十夜もこの日に行われます。問 2年前の将軍鷹狩りとの共通点と相違点は。

答 共通点は、中山道の中での鴻巣宿の位置づけを歴史的に再確認する部分であり、相違点は、予算規模が大きく違うことと、今回は予備日を設けるなど実施に万全を期すような体制にしたこと、本陣イベントでは、市民の皆さんに模擬店を出店いただけるような体制をとっていくこと、特定のタレント等は呼ばずに、主要人物は、公募で決定することです。

補正予算 校種間連携推進事業 ALITの外国語指導

問 校種間連携推進事業

川里中学校に、川里地区3小学校の6年生が集まり、合同で英語の授業などを行っています。

問 保護者や子どもたちの反応は。

答 保護者へのアンケートでは、「お子さんは学校の英語、外国語活動の授業を楽しみにしていますか」という質問に、90%が「楽しみにしている」と答え、児童へのアンケートでは、「あなたは英語が使えるようになりたいですか」という質問に、95%が「使えるようになりたい」と答え、「外国語活動、英語が好きですか」という質問に、90%が「そう思う」「大体そう思う」と答えており、事業の成果が確実に表れていると考えています。

条列の一部改正 時間外保育の利用

問 公立保育所の時間外保育料と開始時期は。

答 時間外保育は、朝の7時から7時30分までと、夕方の6時30分から7時までの各30分間で、時間外保育料は30分あたり月額1800円です。ただし、特別な事情があり一時的に利用する場合は、10分50円になります。なお、7月1日から開始します。

条列の一部改正 介護保険料の減額

問 改正の内容

次の対象者の保険料を年額2万8100円から2万5300円に引き下げます。
・生活保護の受給者
・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税
・本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人

問 全体的な軽減金額と公費の負担割合は。

答 総額で1116万4000円が保険料から減額されます。この軽減額は、国が1/2、県と市がそれぞれ1/4ずつ負担します。

問 条例改正に伴う対象者数、対象者の割合、その周知方法は。

答 対象者は、4月1日現在、3千

987人で全体の13%程度になりま
す。周知については、保険料の通知
書を送付する前に広報誌等でお知ら
せします。

その他 原馬室・滝馬室土地 画整理地内の町名変更

問 鴻巣都市計画事業の原馬室・滝
馬室土地画整理事業の完了に伴
い、道路等公共設備が整備され
従来の町名では、行政遂行上及び土
地の維持管理上支障があるため、換
地処分後の整備された道路筆界を
もって新たな町界とし、氷川町に町
名を変更するが、この変更区域に該
当する世帯数と事業所はあるのか。
また町名変更による苦情はあるか。

答 該当する世帯数は、現在77世帯
で事業所は存在しません。また区画
整理だより等で周知を図っており、
土地地権者からの苦情等は出ており
ません。

なお、現在該当地域にお住いの方
には、各種の住所変更の手続きが生
じると思いますが、市役所で取り
扱っているものについては、市の職
権で変更できます。銀行口座や運転
免許証等の変更手続きに関しては、
ご自身で行っていただきます。

請願

議請第3号 『『平和安全法制整備
法案』と『国際平和支援法案』の廃
案を求める意見書』提出についての
請願（不採択）

議請第4号 『戦争法案（平和安全
法制整備法案、国際平和支援法案）
の廃案を求める意見書』提出につい
ての請願（不採択）

反対討論

今回の法整備に当たり、憲法解釈
の基本論理は全く変わっていません。
この基本論理は砂川事件に関する
最高裁判決の考え方と軌を一にし
るものです。この憲法と自衛権にか
かわる判決がありますが、この判決
に我が国が自国の平和と安全を維持
し、その存立を全うするために必要
な自衛の措置をとり得ることは、国
家固有の権能の行使として当然のこと
と云わなければならないとあり、
これが憲法のまず基本的な論理の一
つであります。こうした憲法解釈の
もと、今回自衛の措置としての武力
の行使は、世界に類を見ない非常に
厳しい新3要件のもと、限定的に国
民の命と、幸せな暮らしを守るため
に行っていることとしました。

憲法の基本的な論理は貫かれてい
ると確信しており、また、国民の命
と平穏な暮らしを守る大切な法律で
す。以上の点から反対するものです。

賛成討論

アメリカが世界のどこでも起こし
た戦争に自衛隊が参加し、これまで
違憲としてきた集団的自衛権の行使
まで憲法解釈を変えて認めようとい
う戦争法案の企てに、改めて憲法違
反だという国民の批判の声が高まっ
ています。多くの憲法学者や法律家
の団体が廃案を求める声明を発表
し、全国の弁護士会が参加する日本
弁護士連合会も反対声明を発表しま
した。衆議院の憲法審査会では、与
党の自民が推薦した憲法学者まで違
憲と表明するありさまで、違憲の
法律を成立させることは許されず、
安倍晋三政権は直ちに戦争法案立法
化の企てをやめるべきです。憲法9
条が定めた戦争放棄、戦力不保持、
交戦権否認の体制を根底から覆すも
のであります。以上の点から賛成す
るものです。

「平和安全法制整備法案」と「国際平和支援法案」の 審議に当たり慎重な取扱いを求める意見書

去る5月15日、内閣から、「平和安全法制整備法案」と「国際平和支援法案」が国会に提出されました。この法案は、複雑で変容しつつある国家安全保障上の課題に対処し、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の命を守るという国家としての責務を果たすべく、政府内で検討が重ねられてきたものとされています。

現在、その法案を審議する国会のみならず、安全保障問題について多くの議論と意見が交わされ、法案自体の評価も様々となっています。

よって、国においては、「平和安全法制整備法案」と「国際平和支援法案」の取扱いに当たり、国民一人一人に不安を抱かせることのないよう、また、日本国民の将来にとって最善の選択が導かれるよう、会期が延長された今国会において慎重かつ十分な審議を尽くすことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月24日

鴻巣市議会

衆議院議長 殿 参議院議長 殿 内閣総理大臣 殿
外務大臣 殿 防衛大臣 殿

意見書

「平和安全法制整備法案」と「国際平和支援法案」の審議に当たり慎重な取扱いを求める意見書
(原案可決)